

習志野市教育振興基本計画（案）の概要

1. 計画および期間

教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」としての位置付けるものです。現行計画の期間満了の時期にあたり、「習志野市基本構想」及び「習志野市前期基本計画」との整合を図りつつ、これまでの取組についての検証結果を踏まえ、次の8年間における本市教育の方向性を示すものとして、策定いたします。

計画期間につきましては、習志野市前期基本計画との整合性を図るため、令和8（2026）年度から令和15（2033）年度までとします。

2. 課題

現在は将来の予測が困難な時代であり、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として活躍するためには、自ら考え、判断し、責任を持って行動することが重要となります。また、社会を維持・発展させるためには、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えることが大切です。

そこで本計画では、基本理念を以下に掲げ、3つの基本方針と17の目標を設定し、本市の未来を担う人材の育成を図ります。

主体的に学び 理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり

『主体的に学び』	一人ひとりが自らの能力を伸ばすため、主体的に学び・考え・取り組む力を養います。
『理解し合い』	お互いの思いや考えを理解し合い、認め合うことで、自らの視野を広げ、よりよい解決方法を導きます。
『未来を創る』	一人ひとりが自分らしく活躍し、幸せややりがいを感じる未来を創ります。
『習志野の人づくり』	習志野から世界や日本で活躍する人材、地元を愛し、地元で活躍する人材を育みます。

3. 目標

「主体性」を育む教育は、国・県同様に本市にとっても大きな課題であり、本計画の施策や取組を通して、主体性を育みます。

本計画では、目標ごとに指標を設定し、毎年度、本計画を元に点検評価を行いPDCAサイクルを回すことによって改善を図り、各指標の目標値が達成できるように取り組んでいきます。

4. 内容

基本方針1 次世代の担い手を育てる教育・人づくり

知・徳・体の調和のとれた人間性豊かでたくましい児童生徒の育成を図ります。

- （目標1） 確かな学力の育成
- （目標2） 豊かな心の育成
- （目標3） 健やかな体の育成
- （目標4） 未来につながる教育の推進
- （目標5） 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進
- （目標6） 幼児教育の質の向上
- （目標7） 子育て・子育て支援の充実

基本方針2 誰もが生涯にわたって活躍できる社会づくり

誰もが学びたい時にいつでも学べる学習環境を整え、生涯学習の一層の充実を図ります。

- （目標8） 人生100年時代を見据えた学習の推進
- （目標9） 文化・芸術活動の振興
- （目標10） 文化財の保存と活用
- （目標11） 青少年健全育成の推進
- （目標12） 生涯にわたるスポーツの推進

基本方針3 みんなで人を育てる体制・環境づくり

学校・家庭・地域・関係機関等みんなが一体となって、健全な育成環境を整えます。

- （目標13） 家庭教育力の向上
- （目標14） 地域とともにある学校づくり
- （目標15） 地域ぐるみでこどもを見守る仕組みづくり
- （目標16） 教育関連施設の整備
- （目標17） 教育行政の効率的・効果的な展開